

## パブリックコメントに提出された主な意見に対する考え方

### 1. 権利期間の延長

#### (1) 意見の概要

権利の存続期間を延長すること、また、既登録意匠について権利の存続期間を延長しないことについて、賛成する意見が多数あった。さらに、権利期間については、欧州に倣い25年の権利期間を求める意見や商標権のように更新を可能とすること、権利存続期間の起算日を出願日とすることなどを求める意見があった。また、権利の存続期間の延長をする場合には、権利者の費用負担が過重なものにならないよう配慮を求める意見があった。

#### (2) 考え方

意匠権の存続期間を延長するに当たっては、改正法施行後に権利の存続期間を大幅に延長することは、現行法での権利者や第三者との間でバランスを失することになるため、公平性等を考慮する必要があることや、意匠権を15年間維持している物品分野には、電気電子機械器具、通信機械器具等などの技術的なものも多く、特許権の存続期間とあまりに乖離することは技術開発を通じた技術の向上を阻害する面もあると考えられるため、意匠権の存続期間は20年とすることが適当と考えられる。

意匠権の存続期間を商標権のように更新できるようにすることについては、商標権が業務上の信用を保護するために半永久的に権利の維持をできているのに対し、意匠権は、特許権と同様、新たに創作された意匠に一定期間独占権を与えることで創作を奨励する面があり、商標権とは性質を異にするため、商標権のように半永久的に維持できるようにすることにはなじまないものとする。

権利存続期間の起算日を出願日とすることについては、意匠法においては、特許法のような審査請求制度が採用されていないことから、出願日を存続期間の起算点とする場合、登録までの期間は、審査待ち期間等の長短によって異なり、出願人間において保護期間が異なるという不平等が生ずるおそれがある。なお、欧州における意匠権は出願日が起算日となっているが、欧州の意匠権は無審査登録制度を採用しており出願日が権利の発生時点である。審査登録制度を採用している我が国では意匠権の発生時点は出願日ではなく登録日であり、権利発生時点から権利期間を起算するという点では欧州と同じである。従って、

権利存続期間の起算日については、登録日を維持することが適当であると考えられる。

登録料金については、権利期間の延長による費用負担が過重なものとならない合理的なものとするのが適当であると考えられる。

## 2. 刑事罰の強化

### (1) 意見の概要

意匠権侵害に係る刑事罰を強化する方向性については、賛成する意見が多数であった。しかしながら、意匠権等の知的財産権は法的安定性に欠けるため、意匠権の登録要件を明確にし、刑事責任発生の予測可能性を明確にすべき、意匠権侵害の抑止は罰金刑を中心にすべきであり自由刑を強化することは合理的ではない、企業コンプライアンス体制を採用していたにもかかわらず、従業員等により意匠権侵害が行われた場合は、刑の減輕免除等を定める規定を置くべきといった意見があった。

### (2) 考え方

現行の意匠法下では、審査制度を通じて意匠権の有効性について十分に審査されており、意匠権が法的安定性に欠ける権利であるとは言えないと考えられる。また、意匠権の登録要件は、意匠法において明確に定められている。

さらに、民事上の意匠権侵害の場合には、意匠公報等が公示されていることにより侵害者に過失が推定されるが、刑事上の意匠権侵害罪の場合には、過失推定は働かず、現実に意匠権を侵害しているという事実認識（当該意匠が意匠権として権利化されていること及び当該意匠と同一又は類似の意匠を実施しようとしているという認識）としての「故意」が必要である。したがって、刑事責任発生の予測可能性は、法律上明確な登録要件、これを公示する登録制度及び侵害の事実を現実に認識したという故意の要件によって担保されていると考えられる。

また、意匠権侵害の抑止は罰金刑を中心にすべきであり、自由刑を強化することは合理的ではないとの意見については、産業財産権侵害は経済的利得を目的として行われるため、侵害者にとって罰金刑はコストとして判断され、刑罰としての感銘力は自由刑に比して弱いことから、実効的な意匠権侵害の抑止のためには、罰金刑の強化とともに、自由刑についても強化することが適切であると考えられる。

企業がコンプライアンス体制を採用していた際に、従業員の意匠権侵害について事業主の刑の減輕免除等を定めるべきとの意見については、事業主が過失

の不存在を証明できた場合には、免責となり得る余地はあり、これは単にコンプライアンス体制を執っていたか否かで判断されるものではなく、裁判所において、事例ごとに個別具体的に判断されるべきものであると考えられる。

### 3. 権利侵害行為への「輸出」の追加

#### (1) 意見の概要

意匠の実施行為に「輸出」を追加することにより、「輸出」を侵害行為とする方向性については賛成するとの意見が多数を占めた。

一方、「輸出」を侵害行為に追加する場合には、関連行政庁の連携や制度上の整備について制度の実効性も含め十分な検討がなされるべきである、意匠権侵害物品の「通過」について実害が生じたケースや規制の実効性等について更に分析すべきである、「通過」の一分類である我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく外国に送り出す行為については「輸出」に該当する侵害行為とすべきではないといった意見も寄せられた。

#### (2) 考え方

我が国は、国際的な模倣品・海賊版の流通による被害を防止するため、各国が模倣品・海賊版の輸出・通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現を目指しているところであり、模倣品等の輸出・通過の水際取締りのための制度整備についても検討が進められている。

現行意匠法においては、輸出は侵害行為として規定されていないため、国内における侵害品の製造や譲渡が秘密裏に行われ、輸出段階で侵害品が発見された場合など、差し止めを行うことができない場合が存在する。意匠権者が当該意匠の製造、譲渡等を独占的に行う経済的利益を適切に保護する観点や、国際的な模倣品の流通を防止するために水際で侵害物品の取締りを実効的に行う観点からも、「輸出」を侵害行為に追加することが適当であると考えられる。

その際、報告書(案)においても示したとおり、「我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく、我が国を積出国として外国に送り出す行為」については、輸出国(積出国)を偽装するなどの新たな模倣品の流通の手口が発生している現状も踏まえ、侵害物品の通過として水際で取り締まる必要性が指摘されている。こうした形態については、侵害物品の通関は行われていないものの、いったん我が国を仕向国として陸揚げされていることから、我が国の領域内にあるものとして、我が国意匠法の効力が及び得るものであることや当該貨物については譲渡等を行うことが可能であるため、国内において製造された侵害物品と同様に権利者の利益を害する蓋然性が高いこと等の理由

から、我が国から再度送り出される行為は「輸出」に該当する侵害行為と考えることが適切であると考えられる。

なお、輸出を水際で取り締まる場合には、濫用による弊害の防止を含め、その手続・運用に関する政府部内での調整・連携により、制度の適切な運用が図られることが重要であると考えられる。

#### 4．意匠の類似の範囲の明確化

##### ．類似概念の明確化（判断主体）

###### （1）意見の概要

意匠の類否判断を明確化するために、意匠の類否判断の視点を需要者とするについて、これまでより類否判断の基準が具体的となってよいとする意見、特許庁の意匠審査の類否判断を把握する上で参考となるほか、権利範囲の明確化になり意匠制度の活性化に繋がるとの意見、類否判断の主体を需要者することに異存はないが、現行の判断基準と大きな差異が生じないように対応してほしいとの意見があった。

一方、類否判断の視点を需要者としても現行の類否判断を実質的に変更するものとはならない、類否判断の主体を需要者としても類似範囲の拡大や明確化に繋がるという論理的必然性はないため、法改正する必要はない、類否判断の主体を需要者とすることによって、意匠法が創作保護法としての立場から離れ、需要者の混同を防止するという考え方に傾倒する恐れがあるとの意見があった。

###### （2）考え方

意匠の類否判断については、これまでどおり、既存の公知意匠の参酌、意匠の要部の認定、意匠の全体観察等の複数の観点をまとめた総合的な判断が行われることに変わりはないが、意匠の類否判断の視点を需要者とするものの趣旨は、類否判断の手法や基準が必ずしも明確でないとの指摘に対し、最高裁判例等に基づき、意匠の類否判断の視点（主体）の明確化を図るものである。これにより、行政、司法、権利者、利害関係人等における類否判断の共通の認識が形成され、意匠審査における類否の判断や意匠権の効力範囲の解釈に統一性をもたらすことに資するものと考えられる。

##### ．審査判断の明確化（審査基準の見直し等）

### ( 1 ) 意見の概要

意匠の審査判断を明確化するために、審査基準の見直しや拒絶理由通知書への判断内容の具体的記載、審査判断の材料とした参考意匠の添付は妥当な施策であるとの意見、審査基準の整備と充実化、公知意匠データベースの整備・公表が急務であるとの意見、審査判断の明確化の施策は特許庁の意匠審査における具体的事案の類否判断を把握する上で役に立ち、この施策を登録査定の場合にも拡大してほしいとの意見のほか、類否判断のベースとするために特許庁が保有する意匠審査用のデータベース、特に公知資料データのIPDL（特許電子図書館）等での一般公開を望む意見があった。

### ( 2 ) 考え方

意匠審査の明確化を図るため、審査基準を見直すとともに、審査判断を出願人に明確に伝えるため、拒絶理由通知等への審査判断の理由付記等の施策を充実させていくことが適当である。また、現在特許庁が所有するデータについても、発行元である各企業が使用許諾に関する協力をする等、官民の連携を強めていくことが必要である。

## 5 . 画面デザインへの保護対象の拡大

### ( 1 ) 意見の概要

画面デザインの保護の必要性に関しては、肯定する意見が多数であったが、一部から、意匠権による保護は不要であり、現行の特許法、著作権法、不正競争防止法等での保護で足りるとする意見や、別法の下での保護もあり得るとの意見が寄せられた。

保護対象については、物品と意匠との一体性という従来の考え方に沿って保護対象を拡大することに対し、画面デザインそのものやアイコン、動画的なインターフェースにまで保護対象を拡大すべきとする意見や、かつては特定用途の機器と見なされていた製品の多くが多目的化していることから「特定用途の機器」の要件は除外されるべきとの意見、諸外国では日本よりも広汎に画面デザインを認めているとの意見が寄せられた。また、製造業への過度のクリアランス負担が生じることを抑制する観点から、汎用性の高いパソコン等にインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等を保護対象としないことが妥当とする意見も寄せられた。

### ( 2 ) 考え方

近年の情報技術の進展とそれに伴う経済・社会の情報化を背景として、家電機器や情報機器にこれまで用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を画面上の電子的なインターフェースに置き換え、こうした画面デザインが機器と一体となって機器の機能を発揮することが一般化しつつある。また、このような画面デザインは、家電機器等を需要者が選択する際に大きな要素となっており、企業においても画面デザインの重要性が増大している状況にある。

画面デザインの保護については、著作権的な保護とすべきとの意見があるものの、デッドコピーに近いようなものでなければ侵害とされない場合が多いと考えられることから十分な保護とは必ずしもいえないこと、特許法においては技術・機能的特徴については保護できる可能性があるものの、美感に関しては直接保護できない可能性があることから、物品固有の機能を発揮させるために表示される画面デザインについては、意匠法によって保護することが適切であると考えられる。

また、諸外国における取扱いに関しては、グラフィック・ユーザー・インターフェースやアイコン等から構成される2次元のデザイン全般が「物品」との一体性を離れて保護対象とされている例や、物品性を基本として保護されている場合であっても「コンピューター表示画面上のアイコン」との物品名を認めるなど弾力的な運用が行われている。しかしながら、このような諸外国の例に倣うことは、多様な物品や無体物であるソフトウェア等にまで権利が及ぶ可能性があることから、過度に広い権利を認めることとなる可能性があるため適切ではないと考えられる。このため、現段階では、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等を意匠権の対象とすることは適切でないと考えられる。これらの画面デザインの保護の在り方については、諸外国における制度の運用や国内の保護ニーズを踏まえた上で、保護の効力について権利者と第三者のバランスを考慮しつつ、慎重な検討を行うことが必要であると考えられる。

## 6．無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

### (1) 意見の概要

無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にないとする結論に賛成する意見が多数であった。

他方、審査登録と無審査登録それぞれによる保護の要請は、事業や産業の種類によって異なるため無審査登録に対する要望は審査登録に要する期間が短くなっても満足させられるものではないとの意見や、無審査登録による保護は非登録の保護よりも実効性のあるものとして産業界では期待されていると考える

旨の意見があった。また、資金力の弱いタイポグラフィックデザイン開発者の保護のため安価で手続が簡便な無審査登録制度の導入の要望が強いとの意見があった。

## (2) 考え方

報告書案に示したように、迅速性及び簡便性をメリットとする無審査登録制度と、権利の安定性をメリットとする審査登録制度とのダブルトラック化には、デザイン保護の選択肢を増やし、出願人が自己のニーズにあわせて出願する制度を選ぶことを可能とするものとして、評価に値する枠組みであると考えられる。一方、無審査登録制度においては、無効となる蓋然性の高い意匠であっても登録される可能性があることから、抵触する登録意匠が存在しているか否かを調査するだけでなく、抵触の可能性のある登録意匠があった場合はその意匠権の有効性についても判断することが必要となると考えられる。こうした場合、有効性を争うコストが過重になると、無効の可能性のある意匠権の有効性を争うことなく自己の製品開発を変更することを余儀なくされるといった事態が発生することも懸念される。また、こうした事前の調査を行わない事業者の場合には、無審査登録された登録意匠による権利行使を受けた際、その意匠を迅速に評価し、有効性を争うことが必要となるが、こうしたコストが過重になると企業活動に悪影響を与えることも懸念される。

これらを踏まえて、現在の意匠制度を取り巻く状況を考慮した場合、迅速かつ簡便な保護制度の導入よりも、安定した権利関係の構築が重視される環境にあり、無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にないと考えられる。

## 7. 関連意匠制度の見直し

### (1) 意見の概要

関連意匠が認められる出願期間の延長に賛成する意見が多数であった。ただし、延長の期間については、本意匠の意匠公報の発行までが妥当であるという意見のほかに、1年半、2年以内若しくは3年以内、制限なしとするべきとの意見があった。また、本意匠となる出願の登録の繰り延べや、秘密を請求した本意匠となる出願の図面掲載公報発行前における出願の登録容認等によって関連意匠が認められる出願期間の調整を可能としてほしいとの意見があった。

また、自己の登録意匠に類似する実施品の意匠がその登録意匠の類似範囲に属することを確認し、且つ公示する機能を持った判定制度の運用改善、確認制度の導入を検討してほしいとの意見や、類似意匠制度を再導入すべきであると

の意見があった。

## (2) 考え方

現行制度で同日出願のみ認められている関連意匠に係る出願の時期的制限については、関連意匠に係る後日出願を長期にわたって許容する場合、本意匠及び関連意匠がそれぞれに独自効力を持ち、その効力がこれらの意匠の類似範囲まで及ぶこととなるため、本意匠出願と関連意匠出願の中間に存在し得る他人の出願意匠や公知意匠の存在により、本意匠、関連意匠、他人の登録意匠公知意匠等が錯綜し、各々が抵触関係に立つ蓋然性が高まり、権利関係が複雑化する問題がある。また、後日の関連意匠登録は、結果として本意匠の権利範囲を事後的に拡張する効果が発生するため、権利侵害の予測可能性を確保する機能が低下するとともに、第三者の監視負担が増加することも懸念される。本意匠の意匠公報が発行された後は、これに類似する意匠を保護することは新たな創作を保護するものではないことから、関連意匠に係る出願の時期的制限については、本意匠の公報発行までとすることが適切であると考えられる。

また、本意匠が秘密意匠である場合には、本意匠が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間において更に関連意匠の出願をも許容すると、通常意匠以上に他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が複雑化する可能性が懸念される。また、秘密意匠においても願書及び図面等の内容を除いた事項について意匠公報への掲載がなされることから、秘密意匠における関連意匠出願期間についても、通常意匠と同時期である公報発行時までとすることが適当であると考えられる。登録の繰り延べについても同様の問題が生じるため、これを認めることは適当ではないと考えられる。

類似意匠制度の復活や権利範囲の確認制度の導入については、類似意匠の意匠権は、独自の効力を持たないものであるから、類似意匠が登録されることは類似意匠が本意匠の類似範囲に属するか否かを示すだけの機能しかなく、権利の設定に直接結びつかないこのような制度の導入については、審査の迅速化の観点も踏まえて更に検討が必要と考えられる。

登録意匠の類似範囲の確認については、判定制度を活用することが有効であると考えられるが、今後模倣品対策において活用する上での利便性や実効性を高めるための検討を行っていくことも必要と考えられる。

## 8. 部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

### (1) 意見の概要

同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠については後日の登録を認めることに賛成する意見が多数であった。ただし、登録を認める期間については、先願の意匠公報の発行までが妥当であるという意見や、先願が秘密を請求した意匠である場合も含めて「先願の意匠公報発行か出願日から1年のどちらか早い方まで」が妥当であるという意見があった。また、先願の登録の繰り延べや、秘密を請求した先願の図面掲載公報発行前における出願の登録容認等によって後願の登録が認められる出願期間の調整を可能としてほしいとの意見があった。

### (2) 考え方

同一出願人が先の出願に遅れて後日、その意匠の一部と同一又は類似する意匠を出願して登録する場合、登録を認める期間を余りに長く設定すると、権利の錯綜等の弊害が生じる可能性が高くなり、さらに、先の意匠の意匠公報が発行された後はその登録意匠の一部を保護することは新たな創作を保護するものではないことから、同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠の登録を認める期間は、先願の意匠公報が発行されるまでとし、公報発行後は、新規性がないものとして拒絶をすることが適切であると考えられる。

なお、秘密意匠の場合は、先願が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間において更に先願の一部の意匠に係る出願を許容した場合、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触するとの蓋然性が高まることが懸念される。また、最長3年とすることができる秘密意匠の期間にわたり後日出願が可能となり、実質的に権利期間を延長することにもつながる懸念がある。秘密意匠においても願書及び図面等の内容を除いた事項について意匠公報への掲載がなされることから、秘密意匠における同一出願人による先願意匠の一部と同一又は類似する意匠の出願についても、登録が可能となるのは公報発行時までとすることが妥当であると考えられる。

## 9. 秘密意匠制度の手続の見直し

### (1) 意見の概要

秘密を請求できる時期を、現行の出願時に加えて意匠登録の第一年分の納付時でも可能とするという対応の方向については、賛成する意見が多数を占めた。

しかし、登録料納付時よりも更に時期を緩和して「登録査定送達時より30

日以内」とすることを要望する意見も提出された。

## (2) 考え方

報告書(案)の対応の方向の趣旨は、出願時において秘密意匠請求すべき出願と判断できなかった場合であっても、登録料納付の時点で再度、秘密意匠の請求をするか否か判断し得るといふ、いわば救済措置であり、原則としては出願時に判断したうえで請求すべきものと考えられる。

## 10. 新規性喪失の例外の適用規定の手続見直し

### (1) 意見の概要

新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の提出期限を出願から30日以内に延長するという対応の方向については、賛成する意見が多数を占めた。

一方、新規性喪失の例外が認められる期間を12ヶ月間にできないかという意見、出願当初は新規性喪失の例外の適用の申し立ての手続を必要とせず、審査において新規性を否定する理由が発見されたときに、必要に応じて出願人が当該理由について新規性喪失の例外の適用の申し立て及び証明書を提出し得る規定にできないかという意見も提出された。

### (2) 考え方

新規性喪失の例外が適用できる期間を12ヶ月に延長した場合、新規性喪失の例外に該当するか否かが明らかになる前に他人が意匠登録を受ける可能性が高まり、権利の安定性を害する懸念があると考えられる。したがって、現行の6ヶ月より長期にわたる期間を設定することについては慎重な検討が必要であるとされる。

新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の提出義務について、我が国意匠制度は審査主義を採用し、安定した権利を付与することを前提としているため、出願人が新規性を喪失した事実を把握している場合は、審査の前に自発的に証明書の提出がなされるべきである。また、仮に証明書の提出を事前に行わず、拒絶理由通知を受けた際や無効審判請求がなされた際に提出することとした場合、時間の経過により十分な証拠が得られないおそれが生ずると考えられる。

よって、安定した権利を設定するという観点からは、証明書の提出義務を緩和することは適当ではないと考えられる。

【その他】

前述の意見の他に以下の意見があった。

< 情報提供制度 >

意匠制度において、意匠の権利の有効性についての情報を収集する手段として特許同様の情報提供制度を導入してはどうか。

< 関連意匠に関する補正の時期的制限 >

通常の意匠から関連意匠への補正又は関連意匠から通常の意匠への補正の時期的制限を、「審査・審判に係属中」から「査定等が確定するまでの期間」とし、本意匠と関連意匠との関係の特許庁の査定等に示された判断に従った方向に補正できるように改正すべきである。

< 実用新案制度との調和 >

意匠の創作及び評価が物品の利便性の観点からも行われており、意匠が物品の機能、技術と密接に関係するものであることを考慮して、意匠制度と実用新案制度の調和ないし統合の可能性を調査検討しておくべきである。

< 意匠権の強さ >

特許権もしくは実用新案権と対比した、訴訟等における意匠権の強弱度についての見解を示してほしい。

< 3条2項の適用範囲 >

意匠法3条2項は、3条1項1号に規定する意匠からの物品を超えた創作容易性を問題としているのであって、3条1項2号に規定する形態からの創作容易性は問題としていないが、現実の審査を見ると後者の適用が殆どであるため、3条2項の規定は改正されるべきである。

< 特徴記載書 >

現行意匠法における「登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。」(意施規6条3項)との規定は、特徴記載の趣旨を自己否定しており、また、意匠権者(原告)が権利行使をする時に相手方(被告)が反論に用いる「禁反言の原則」を否定するものでもある。